

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 東京都地域冷暖房区域の変更……………
- …(環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 知事指定薬物の指定……………
- …(福祉保健局健康安全全部業務課)…
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………
- …(産業労働局農林水産部森林課)…
- 肥料登録有効期間の更新……………
- …(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)…
- 都道の区域変更(四件)……………
- …(建設局道路管理部路政課)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
- …(建設局道路管理部監察指導課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(同)…

公告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出…(同)…
 - 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出…(同)…
 - 仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出…(同)…
 - 市街地再開発組合の理事長の就任……………
 - …(都市整備局市街地整備部再開発課)…
 - 土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代える公告…(都市整備局第二市街地整備事務所事業課)…
 - 開発行為に関する工事完了……………
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………
 - …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(同)…
 - 肥料検査成績の公表……………
 - …(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)…
- 正 誤
- 平成二十七年八月二十五日付東京都告示第千三百九号……………

告示

●東京都告示第千三百九十四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十六日

東京都多摩建築指導事務局長
 金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年八月二十五日	あきる野市二宮字森腰千二百八番五及び同番七の各一部	延長 九・二八 幅員 四・五〇

東京都告示第千三百九十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 変更した地域冷暖房区域の名称
虎ノ門四丁目地域冷暖房区域
- 二 変更内容

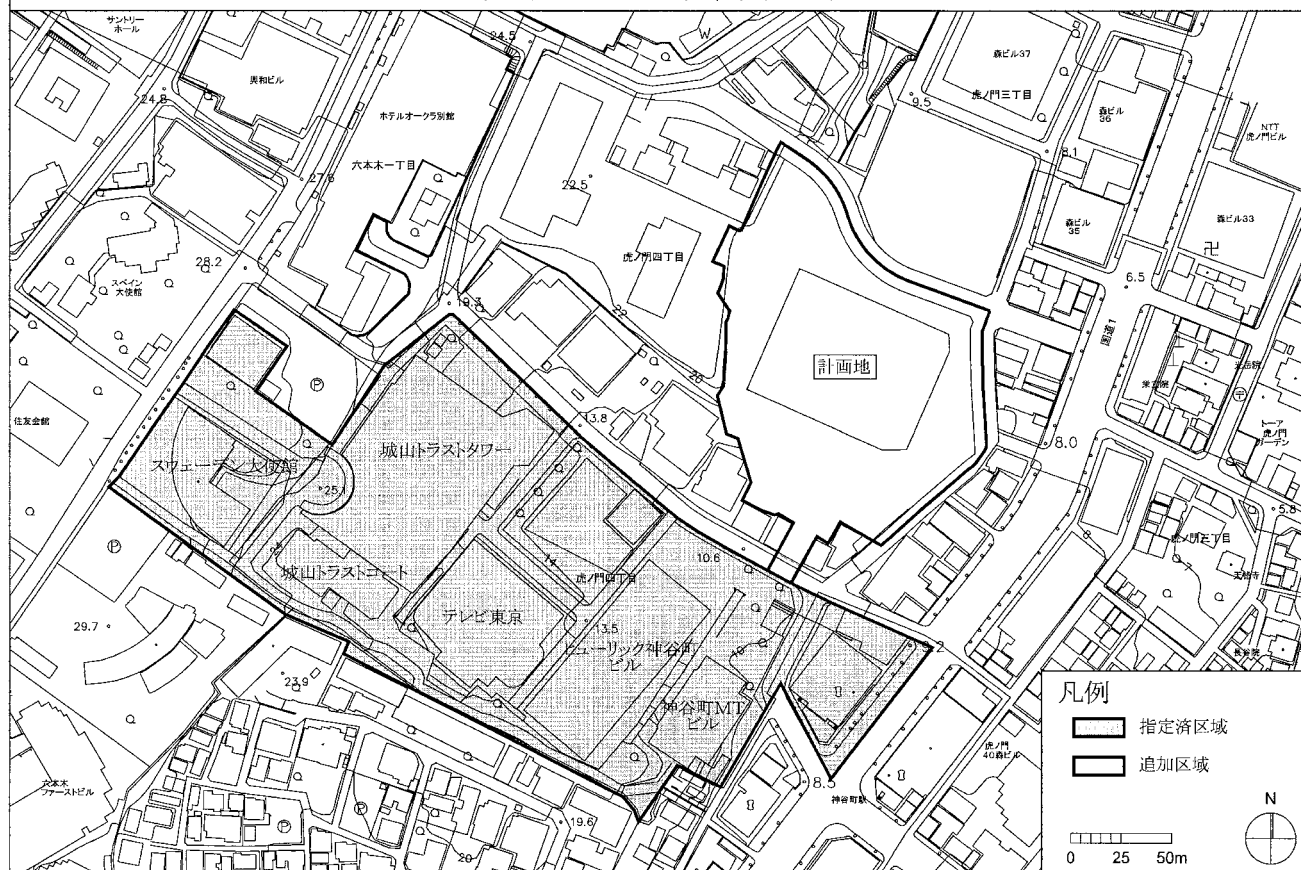
(一) 変更前
 地域冷暖房区域の範囲(別図のとおり)

港区虎ノ門四丁目百一番、百三番の一部、百四番、百六番から百八番まで、百九番の一部、百十番、百十二番、百十三番、百十五番、百一番地先、百三番地先、百六番から百八番までの地先、百九番地先の一部、百十番地先及び百十二番地先
 港区虎ノ門五丁目一番、二番、十八番の一部、一番地先及び二番地先

(二) 変更後
港区六本木一丁目百十五番、百十六番の一部、百十五番地先及び百十六番地先の一部
港区虎ノ門四丁目の一部、虎ノ門五丁目の一部及び六本木一丁目の一部

別図

虎ノ門四丁目地域冷暖房区域



●東京都告示第千三百九十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十六日

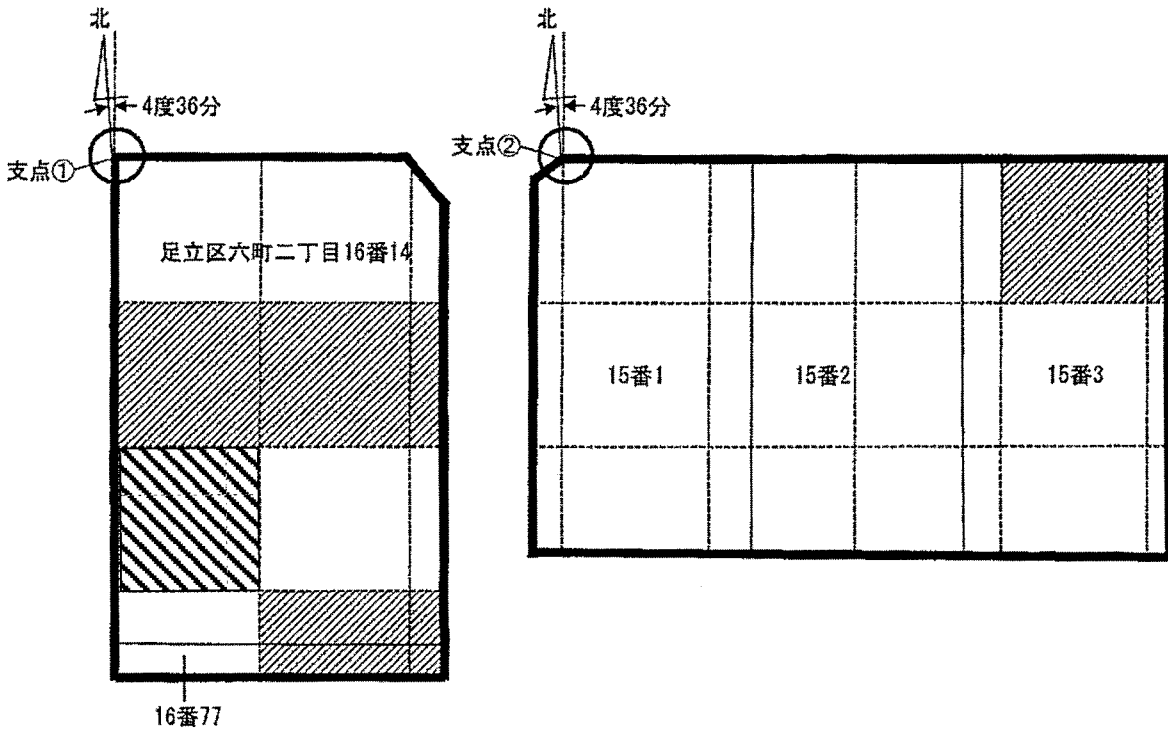
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<支点①>
支点①は、足立区六町二丁目16番14の最北端とする。

<支点②>
支点②は、足立区六町二丁目15番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 4度36分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>	
	調査対象地
	筆境界線
	単位区画境界線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百九十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一 (ベンゾフランシール) プロパン

ニアミン(通称名五 A P B) 及びその

塩類

(二) 化学名 一 (ニージヒドロベンゾフランシール)

プロパンニアミン(通称名六 A P D B) 及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十七年九月十七日

●東京都告示第千三百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市小曾木二丁目一四〇番一・一三〇八番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、九一〇番一、同市柚木町二丁目一〇〇九番一・一〇一一番一・一〇一二番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、一〇一七番、同市森下町四二六番・四二七番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、四二五番、同市沢井三丁目四七〇番・五五四番一・五五五番・五六三番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、五三六番イ、七六八番、同市梅郷一丁目二〇四七番イ一、二〇五〇番、西多摩郡奥多摩町棚澤字横まくり一六一番一・字足谷戸三三四番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字峯平一四四一番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

青梅市柚木町二丁目一〇〇九番一・一〇一一番一

・一〇一二番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市森下町四二六番・四二七番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、四二五番、同市沢井三丁目四七〇番・五五四番一・五五五番・五六三番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、西多摩郡奥多摩町棚澤字横まくり一六一番一・字足谷戸三三四番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。))

いて、次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字峯平一四四一番(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市小津町六四二番・六四五番・六四八番から六五〇番まで・六五二番・六五四番から六五六番まで・六五九番(以上十筆について、次の図に示す部分に限る。)、六四三番、六五一番、同市裏高尾町一七四〇番(次の図に示す部分に限る。)、一七三六番、同市南浅川町三二六〇番・三二六一番・三三〇九番・三三九五番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字三都郷七五九〇番口・七五九一番三
・同番八二・七五九六番イ・七六三三番ハ・七六三四番
イ(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千三百九十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 外 添 要 一

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第八九四号	平成二十三年八月三十一日	燕製骨粉	二二〇〇燕製骨粉	窒素全量 りん酸全量 一〇・五	公定規格のとおり	徳岡澗(株)株式会社 荒川区町屋五丁目二十二番一号
東京都第八九三号	平成二十三年八月三十一日	燕製骨粉	二二〇〇燕製骨粉第三号	窒素全量 りん酸全量 一〇・五	公定規格のとおり	徳岡澗(株)株式会社 荒川区町屋五丁目二十二番一号

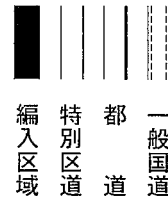
●東京都告示第千四百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十七年九月十六日から起算して

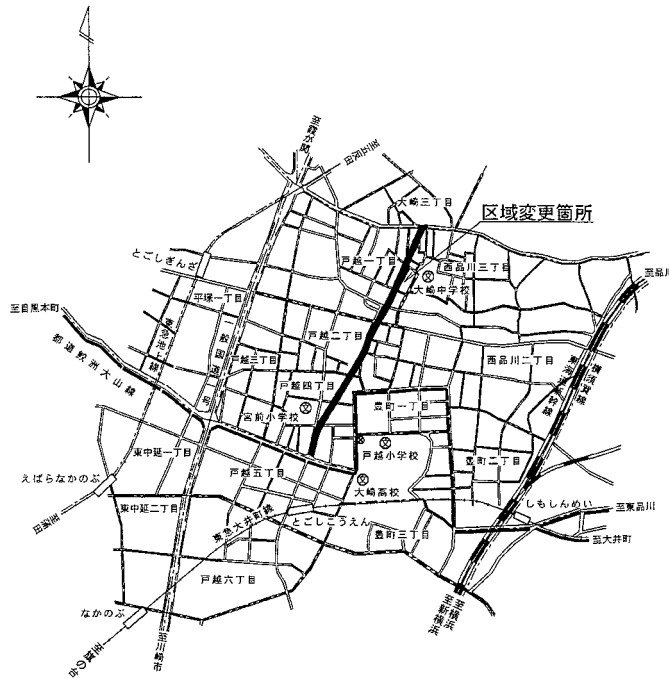
別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

品川区戸越四丁目〜大崎三丁目

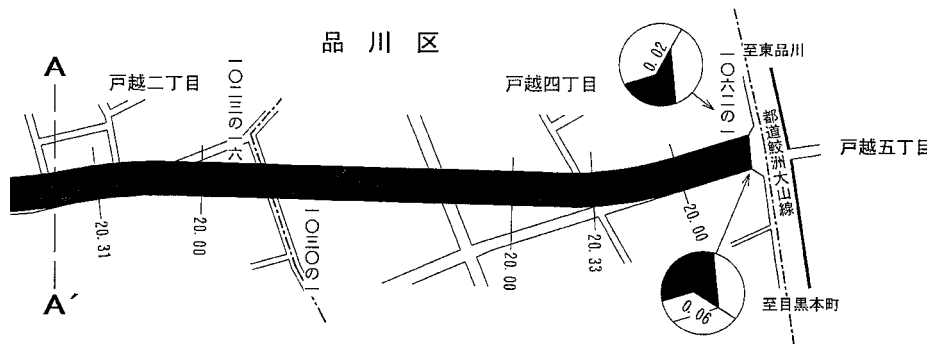
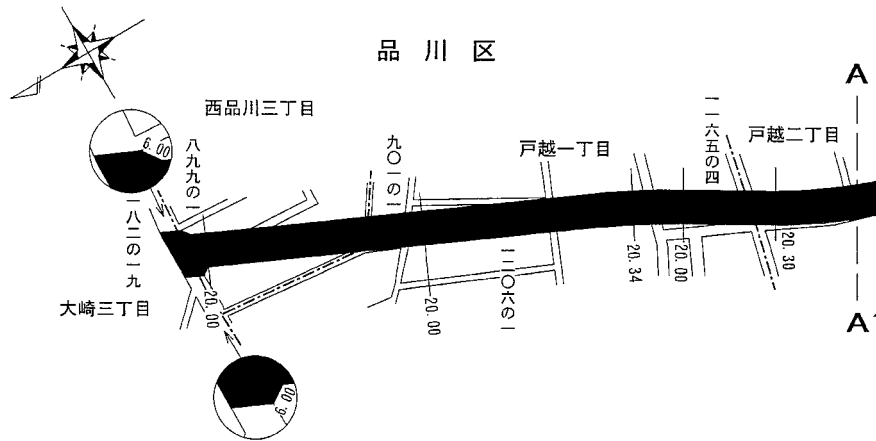


延長 八二八・五九メートル
面積 一六、五七三・〇二平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年九月十六日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 鮫洲大山

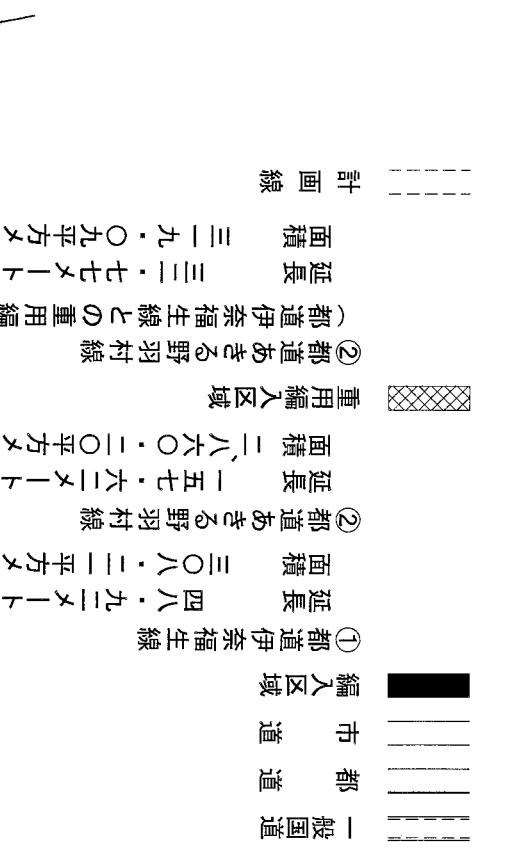
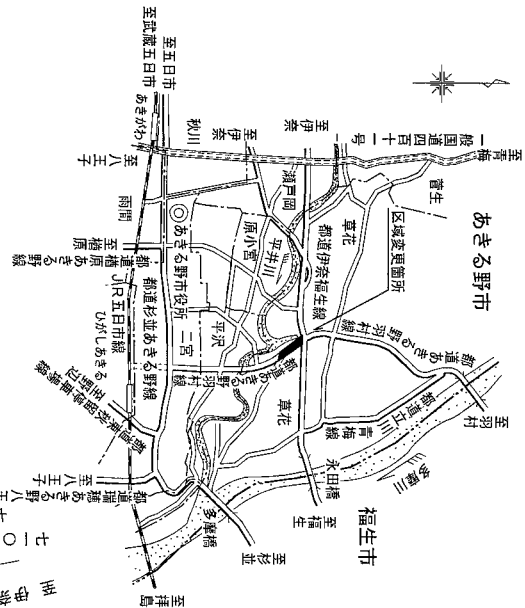
二 変更の区間 品川区戸越四丁目千六百十二番一地内から同区大崎三丁目百八十二番十九地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第十四百一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年九月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す

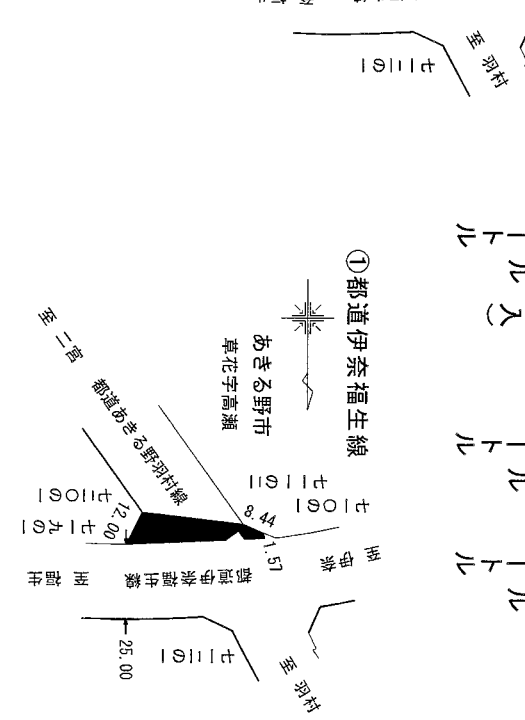
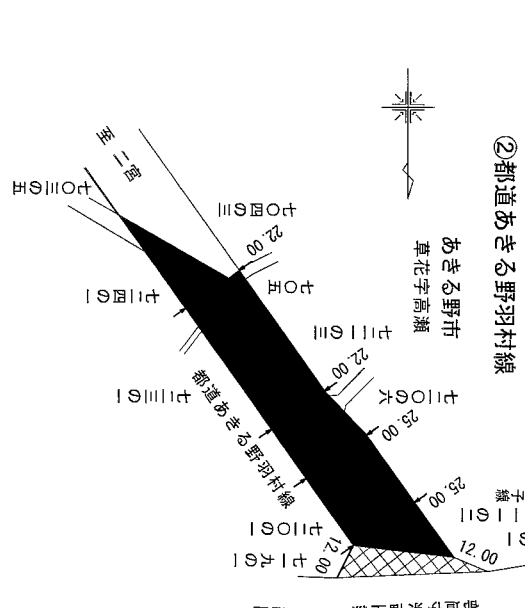
る。
 平成二十七年九月十六日
 東京都知事 舩 添 要 一
 伊奈福生
 変更の概要
 変更の区間
 あきる野市草花字高瀬七百十番一地先から同所七百十九番一地内まで

(一) 変更の概要
 別図表示①のとおり
 あきる野羽村
 (二) 変更の区間
 あきる野市草花字高瀬七百三番五地先から同所七百十番一地先まで
 別図表示②のとおり
 (三) 変更の概要



別図
 都道伊奈福生線
 都道あきる野羽村線
 区域変更略図
 あきる野市草花地内

---	計画線
-----	一般国道
====	都道
=====	市道
■	編入区域
■	①都道伊奈福生線
■	②都道あきる野羽村線
■	重用編入区域
■	(都道伊奈福生線との重用編入)
■	延長 四八・九二メートル
■	面積 三〇八・二二平方メートル
■	②都道あきる野羽村線
■	延長 一五七・六二メートル
■	面積 二、八六〇・二〇平方メートル
■	②都道あきる野羽村線
■	延長 三三・七七メートル
■	面積 三一九・〇九平方メートル

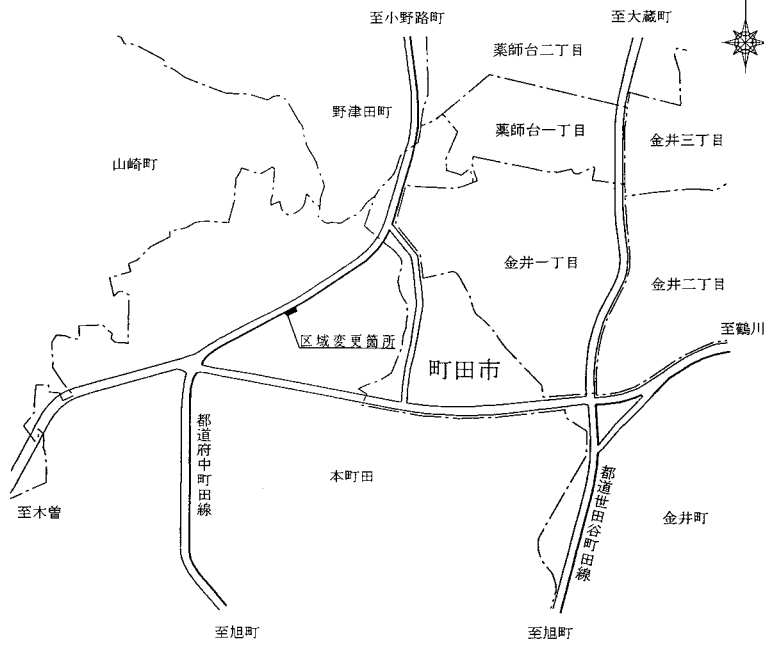


別図
 都道伊奈福生線
 都道あきる野羽村線
 区域変更略図
 あきる野市草花地内

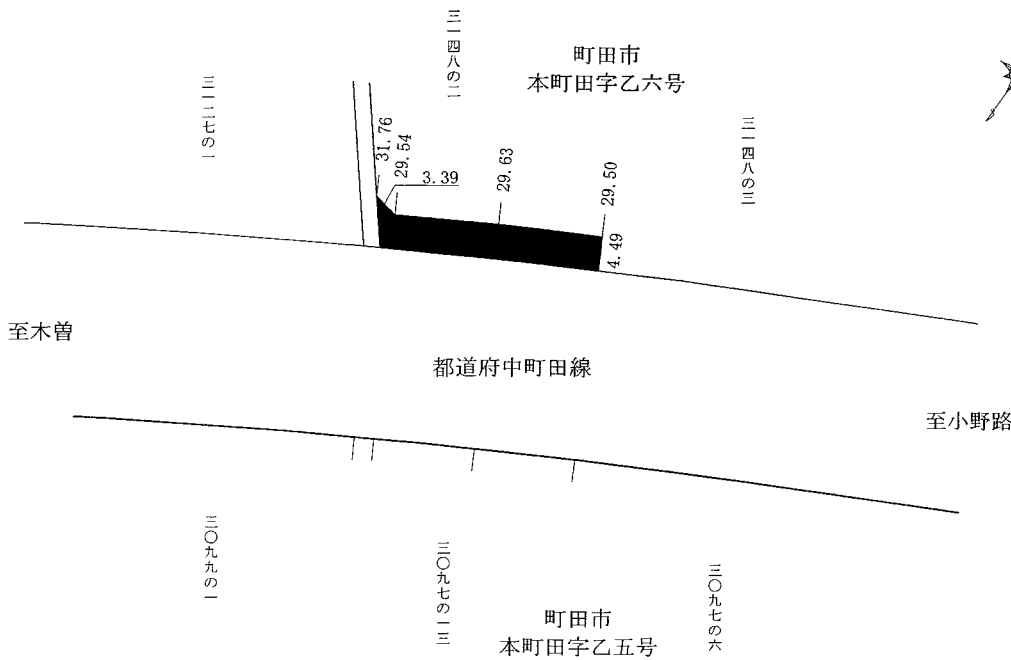
別図

都道府中町田線区域変更略図
町田市本町田地内

●東京都告示第千四百二二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年九月十六日から起算して



編入区域
 市道
 都道
 延長 二八・八一メートル
 面積 一三一・二〇平方メートル



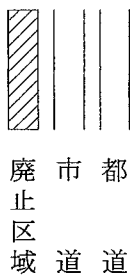
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年九月十六日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 府中町田

二 変更の区間 町田市本町田字乙六号三千四百四十八番二
 地内
 三 変更の概要 別図表示のとおり

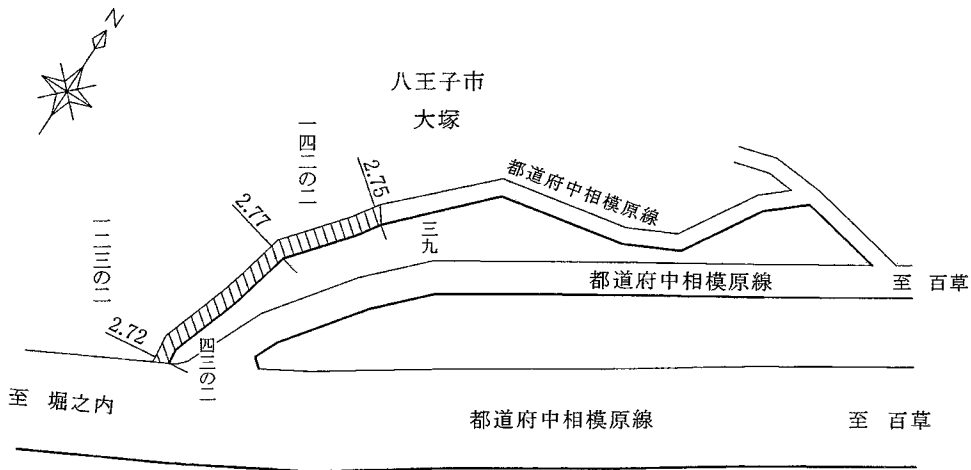
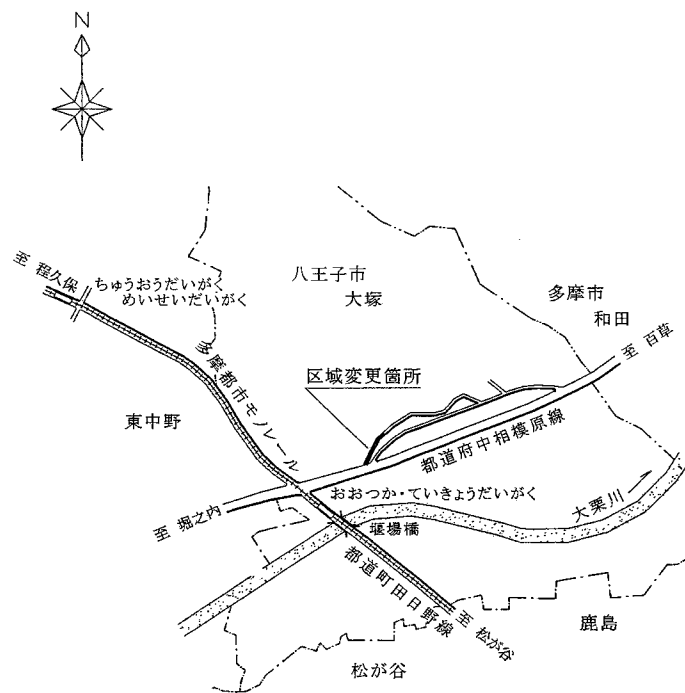
別図

都道府中相模原線区域変更略図

八王子市大塚地内



延長 五〇・五三メートル
面積 一三七・〇〇平方メートル



●東京都告示第千四百三三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十七年九月十六日から起算して

- 一 路線名 府中相模原
- 二 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年九月十六日
東京都知事 外 添 要 一

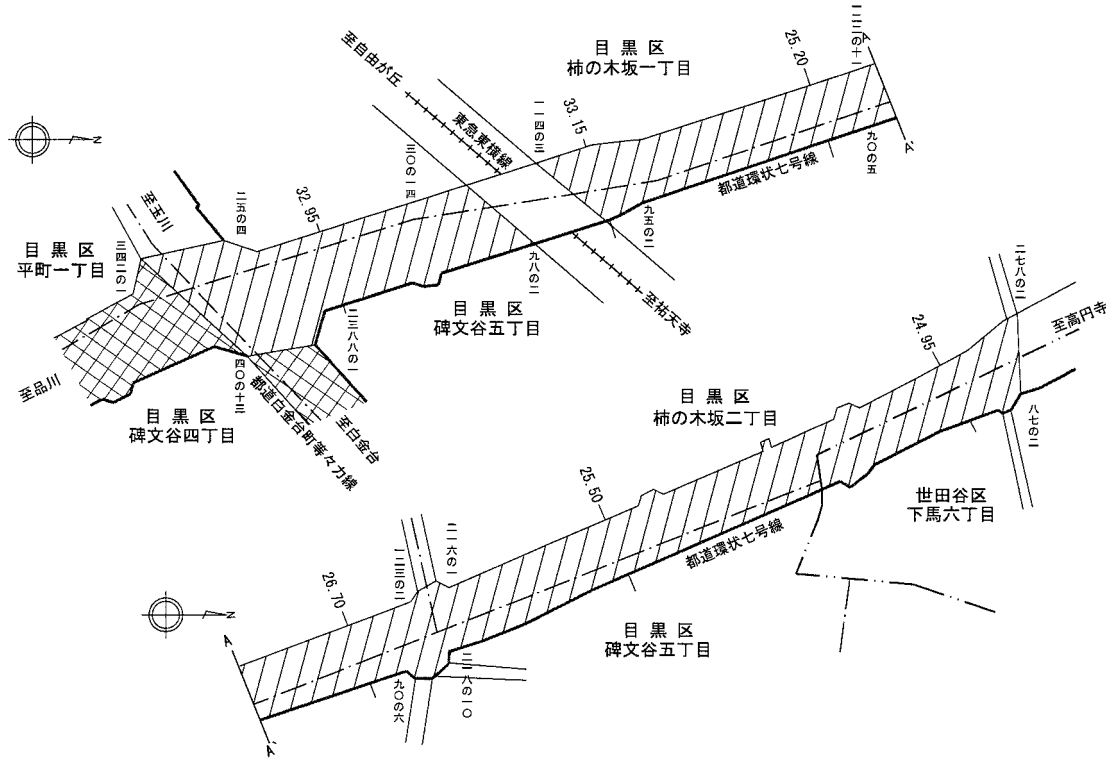
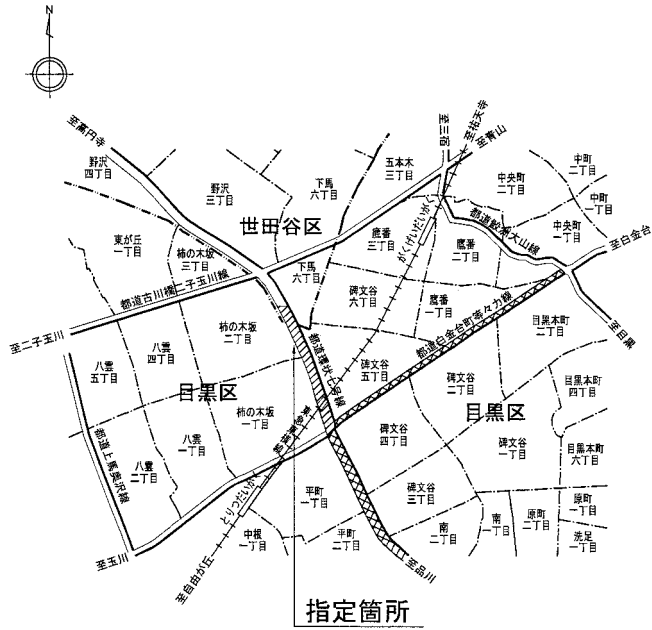
- 二 変更の区間 八王子市大塚三十九番地先から同所百二十三番二地先まで
別図表示のとおり
- 三 変更の概要

●東京都告示第千四百四号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道環状七号線
 目黒区平町一丁目～柿の木坂二丁目

- 都道
- 特別区道
- 指定区間 延長 六六八・五〇メートル
- 既指定区間
- (電線共同溝予定名称 環状七号・十七号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年九月十六日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 目黒区平町一丁目三百四十二番一地从
 から同区柿の木坂二丁目二百七十八番
 二地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国若者支援ネットワーク機構
- 三 代表者の氏名
谷口 仁史
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町三丁目十番地 神田第三ア
メレックスビル十階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、若年者を中心とした社会的・職業的に自立できていない人達に対し、社会的・職業的自立支援に関する事業を行い、活力ある日本社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆう

三 代表者の氏名
有馬 優子

四 主たる事務所の所在地
東京都東久留米市南町四丁目九番二十一号

五 定款に記載された目的
この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、児童福祉法に関わる障害児通所支援事業及び、障害者への支援活動事業を行なうことにより、心身障害者の取り巻く環境の整備及び改善に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自立生活センターSTEPえどがわ

三 代表者の氏名
梁 竜次（良元 竜次）

四 主たる事務所の所在地
東京都江戸川区南篠崎町三丁目九番七号 一階

五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や権利擁護及びまちづくりに関する提言活動等に関

する事業を行うとともに、介護を必要とする高齢者の支援も行い、もって社会全体の福祉及び利益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なみき福祉会

三 代表者の氏名
深谷 誠

四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市緑町九百三十五番地十五

五 定款に記載された目的
この法人は広く一般市民に対して、地域に根ざし、心をこめた助け合い、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、介護ボランティアの紹介などに関する事業を行い、地域の人々が気軽に集える場作り等を実施することにより、全ての人々がすこやかに暮らせる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おじいさんの知恵袋の会

三 代表者の氏名
渡辺 鉄夫

四 主たる事務所の所在地